

基本目標 3-1 水とみどりを守り育てる

水とみどりは、生き物とふれあう場の提供等、私たちの生活に潤いを与えるだけでなく、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和といった都市の環境負荷を軽減する効果があるなど私たち人間の豊かな生活と多様な生き物の暮らしにとって欠かすことのできない大切な存在です。

区の現状・課題

区では、公園や河川・運河沿いの水辺や公園にまとまった生き物の生息・生育環境があるほか、街路樹や人工池などの身近な自然にも鳥類や昆虫類が確認されています。しかしながら、独立住宅の建て替えなどの都市の再整備によるみどりの減少も確認されるなど、より身近な自然を保全する必要があります。一方で、まちづくりの進展により、新たに創出されるみどりや水辺もあり、区内の生き物の生息・生育環境が大きく変化する中でも、生物多様性を保全する必要があります。

区の施策

🌱 防災に役に立つ水とみどりの整備・活用

まちづくり事業と連携し、災害時の避難や物資の輸送経路となる水辺の活用や、雨水流出抑制対策の推進による都市型水害への備えを進めます。

🌱 まちづくりにおける生物多様性保全の配慮

まちづくり事業を推進する際には、生き物の生息空間の保全・再生だけでなく、エコロジカル・ネットワーク（生き物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク）を区内に広げていくために、区民や事業者とも連携しながら、多様な生き物の生息できる緑地等の空間づくりを進めます。

🌱 生物生息空間の保全・再生

公園等のまとまりのあるみどりは、生き物の貴重な生息空間として区内の公園・緑地等の保全・再生を進め、生物多様性の保全に取り組みます。

🌱 生物多様性に配慮した施設の設置・管理

区施設は、多くの人々が訪れ利用する拠点施設です。区施設の設置や運営管理においては、身近な生き物とのふれあいとともに、植栽に在来種を用いたり、水辺環境に住む生き物や、水辺の持つ保水機能や循環機能などを分かりやすく示すことにより、生物多様性の理解の促進につながる施設を目指します。

🌱 生物多様性を活用したまちづくり

雨水の流出抑制や防火対策として植樹帯を設置する防災・減災や、区民と一体となった植栽管理による地域活性化など、グリーンインフラ*を活用したまちづくり推進するための計画策定を進めます。

区の実践

- 🌱 まちづくり事業と連携しながら、防災広場や防災拠点としての公園整備を推進します。
- 🌱 船着場後背地を含めた災害時の船着場のネットワークを構築します。
- 🌱 雨水流出抑制対策、雨水排水施設の建設、雨水利用タンクの普及を推進します。
- 🌱 災害時に利用できる植物を用いた植栽を推進します。
- 🌱 グリーンインフラに関する計画を策定します。
- 🌱 緑化事業（河川護岸・施設屋上・壁面等）を推進するとともに、開発時の在来種選定や、生息環境の創出など生物多様性への配慮と合わせ、新たなみどりを創出するよう開発者に要請します。
- 🌱 まちづくり事業との連携したオープンスペースの確保と緑化による防災性の向上を図ります。

区民・団体等の取組

- ☼ 庭・プランター等、家庭での緑化を積極的に推進します。

事業者の取組

- ☼ 事業所の災害時の備えを強化し、災害時のエネルギーや物質の自主的な調達を推進します。
- ☼ 事業所の外構や屋上等の緑化に努めるとともに、在来種を選ぶ、指標種の食草や実の成る種を選定する、水辺を設けるなど、区の生き物の生息の場となるように配慮します。

コラム

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

生態系の調整機能を活用して、防災・減災の取組を進める気候変動適応策の一つである「Eco-DRR ; Ecosystem-based disaster risk reduction、エコ・ディー・アール・アール*）」の取組事例が広がっています。これは、気候変動による豪雨災害などの増加により、これまでの堤防を高くするといった従来のハード面の対応策だけでは災害リスクを十分抑えることができないため、リスクの高い場所に建物を建てることを避けたり、防風林や防潮林など自然のもつ調整機能を活かしながら災害に対するレジリエンス（耐性）を強化するという考え方です。

例えば、川沿いに桜並木が多いのは、冬に凍結で緩んだ土手を花見により踏み固められることで梅雨の増水に備えとしたと言われているほか、都市部での緑地の確保は、都市化により逃げ道の無くなった雨水の浸透により水害を低減しながら、四季の移り変わりを感じられる憩いの場の創出にも寄与します。

* 生態系を活かした防災・減災の考え方や取組を指します。



桜並木（左：参考イメージ）と都市における雨水貯留・浸透機能を持った植樹帯の整備（右：京都市の事例）



出典：環境省「自然の持つ機能の活用、その実践と事例」より

基本目標 3-2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

川のせせらぎや生い茂る木々、美しい草花といった自然の存在は、私たちの疲れた体と心を癒してくれる大切な存在です。

そのため、水辺やみどりと親しめる空間が、日常生活の身近なところに存在することは、豊かな気持ちで生活するために重要です。区民・事業者・区の連携により、身近な水とみどりの整備を進めるとともに、有効な活用を図っていきます。

区の現状・課題

区内に存在する河川や沿岸などの水辺を活かし、河川沿いの緑道などの整備や、カヌーやボートの活動拠点を整備してきました。しかしながら、アンケート調査結果によると、公園や街路樹のみどりについての満足度は高いものの、水辺環境については満足度が低く、水辺の事業が十分活用されていないことが考えられます。感染症拡大や酷暑の増加により、屋外の水辺環境への要望は高まっており、既存の事業を活かしながら水辺の憩いの場を幅広い世代に利用してもらい、大切さを認識してもらう必要があります。

また、河川や海域の水質は改善しつつあるものの、海から遡上する潮の影響を大きく受けることで底層域に水質汚濁の原因物質が滞留することや、合流式下水道のため、大雨の際に汚水まじりの雨水が河川に放流され河川の水質が悪化していることから、引き続き水質改善に向けて取り組む必要があります。



しながわ区民公園



東品川海上公園



大井ふ頭中央海浜公園

図 4.7 区内の水辺を活かした公園

区の施策

水とみどりの拠点づくりとネットワーク化

区内に張り巡らされた幹線道路のみどりや緑道、水辺の散歩道の整備を通して、沿道の景観向上や、快適な歩行空間の形成、避難路の確保や安全性の向上等、「みどりのみち」としての機能強化を図るとともに、「水のみち」との間で連続性の確保や隣接自治体との連携強化を推進し、周辺域も含めた水とみどりのネットワークの充実を進めます。

地域緑化の推進

区全域を緑化重点地区に指定するとともに、みどりの条例により一定規模以上の建築を行う事業者に緑化を義務付ける等、公有地・民有地問わず、街中のさまざまなスペースを利用し、地域を挙げて緑化推進に取り組みます。また、道路や河川等の沿線のみどりを組み合わせ、水とみどりがまちをつなぐ都市空間ネットワークの形成を進めます。

水辺空間の整備・活用

区内に存在する河川等の水際を活かし、区民が暮らしの中で豊かな水辺を実感できるよう、水や生き物とのふれあいの場・カヌーやボート等の活動拠点・防災拠点等、多様な視点から水辺空間の整備・活用を進めます。

🌱 **小スペースを活かしたみどりづくり**

住宅密集地等緑化するための空間の余地が少ない地域においては、遊休地や路地裏、街角の花壇等の限られたスペースを活用したみどりづくりを推進します。

🌱 **魅力ある公園づくり**

子どもからお年寄りまで、地域の人に愛され、利用される魅力ある公園づくりを進めるため、ウォーキング用歩道や水辺のクールスポット*などの公園の機能の充実を進めます。また、区民のニーズを公園づくりに的確に反映していくため、区民参加による公園づくりに取り組みます。

🌱 **河川・運河の水質改善**

区民が安全に水とふれあえる環境づくりを目指し、河川や運河の水質改善を進めます。

区の取組

- ⊗ 沿道の街路樹の整備・管理に取り組みます。
- ⊗ みどり豊かな街並みづくり助成・屋上緑化等助成事業を実施します。
- ⊗ 開発時における地域緑化への配慮を推進します。
- ⊗ 区民のライフスタイルに着目し、ウォーキング用歩道や水辺のクールスポットなどの公園の機能の充実を進めます。
- ⊗ 水質調査により現状をモニタリングしながら、河川や運河の水質改善を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊗ 生垣設置・屋上緑化等、住宅の周りにみどりを増やしていきます。
- ⊗ マイガーデンの利用・街角花壇の維持管理への参加等により、地域のみどりづくりへ協力します。

事業者の取組

- ⊗ 地域と連携しながら、屋上緑化・壁面緑化・外構植栽等、事業所内の緑化に取り組みます。

コラム	エコロジカル・ネットワーク
<p>生き物が生息・生育するさまざまな空間がつながる生態系のネットワークのことをエコロジカル・ネットワークといいます。</p> <p>生き物が生息・生育する拠点となる自然環境から、周辺に点在する大小さまざまな自然環境へ生き物が行き来することでつながりが生まれ、地域全体の生物多様性を高めることができます。</p> <p style="text-align: right;">出典：「エコロジカル・ネットワークマップ 補足資料」（東京都）</p>	<p>The diagram illustrates an ecological network with various green spaces and corridors. It shows a central 'コアエリア' (Core Area) with trees and a river. 'コリドー' (Corridors) connect different 'みどりの拠点' (Green Spots) such as forests, temples, parks, and open spaces. A 'バッファゾーン' (Buffer Zone) is also shown near the river.</p>

基本目標 3-3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

区内には、残された森や、社寺の境内にある大木、御殿山・島津山・池田山等に残された大名屋敷に由来する住宅地のみどり等、区の歴史を伝えるみどりが存在します。また、河川や運河、公園等もまちを特徴づける重要な要素です。

これらの保存・活用そして魅力向上に取り組み、歴史・文化とにぎわいが調和したまちづくりに取り組みます。

区の現状・課題

区内には社寺林や住宅地などにも歴史あるみどりや湧水が存在していますが、その認知度は高くありません。また、残された森や自然には、防風林や流域治水の考え方に代表されるように、局所的な災害を緩和したり、酷暑を緩和する「調整」機能を有しており、気候変動による適応策が重視される中、その機能を改めて見直し、活用することが期待されています。

さらに、新たな国の生物多様性国家戦略では、事業や個人の消費といった経済活動と、生物多様性を結びつける考え方が示されており、あるべき行動が自発的に促されるような仕組みづくりが注目されています。

区の施策

健全な水循環の確保

多くの土地はアスファルト等で覆われており、地面に降った雨水のほとんどが河川や下水等に直接流れ込み、増水や浸水等都市特有の水害につながる恐れもあることから、公園緑地の整備や、地下への雨水浸透を促進する取組を進めます。

歴史・文化を伝える資源の保全・活用

保存樹木の指定や、緑化指導時における既存樹木の保全等により、区が所有者の理解と協力を得ながら、区内に残された歴史あるみどりの保全を進めます。

特色ある公園・水辺広場づくり

公園は多くの人が集い利用する場所であり、地域のシンボルとしての役割を果たすこともある等、まちの印象を特徴づける存在でもあります。公園の立地や周辺環境、地域が求めている目的に応じた、特色ある公園づくりに取り組みます。

水とみどりを活かしたにぎわいづくり

歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的な資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス（地域が主体となって取り組む水域利用やその周辺のまちづくり）等と連携した水辺活用の取組を推進することで、まちのにぎわいづくりを進めます

区の実施

- ⊙ 周辺区と連携しながら、海辺の生態系の環境整備を推進します。
- ⊙ 保存樹木の指定を実施します。
- ⊙ 水辺の拠点を整備します。
- ⊙ 水やみどりのイベントを開催します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 食器を洗う前に油や汚れを拭き取ったり、環境にやさしい洗剤を少量使うなどにより、生活排水対策に取り組みます。
- ⊙ 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。
- ⊙ 水辺で開催されるイベント等に積極的に参加し、まちのにぎわいづくりに協力します。

事業者の取組

- ⊗ 排水を公共水域に排出する場合は、水質基準を厳守するとともに、マイクロプラスチックの流出防止や温排水の防止など、より一層の環境配慮に努めます。
- ⊗ 事業所の外構や屋上等の緑化に努めるとともに、在来種を選ぶ、指標種の食草や実の成る種を選定する、水辺を設けるなど、区の生き物の生息の場となるように配慮します。
- ⊗ 区内の水辺やみどりを活かした社内行事や福利厚生等を企画し、事業所ぐるみで水辺やみどりに親しみます。
- ⊗ 栈橋のイベント活用等により、まちのにぎわいづくりに協力します。

コラム

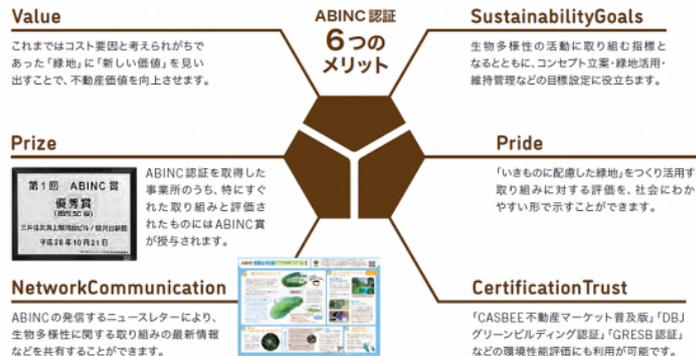
ABINC 認証制度

ABINC 認証とは、JBIB（一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ）が開発した、いきもの共生事業所推進ガイドラインの考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たし、当審査過程において認証された事業所のことです。認証を受けることにより、生物多様性に配慮した事業や活動であることを客観的に示すことができ、長期的な視点で事業所や不動産の価値を向上させることにつながります。



ABINC 認証を受けると、こんなメリットがあります

ABINCはJBIBが作成したガイドラインに沿って生物多様性に配慮した企業の取り組みを評価する、信頼性の高い認証制度です。認証を受けることで、環境に配慮した活動を社会に広く知ってもらうことができるだけでなく、さまざまな環境性能評価に応用することも可能であり、長期的な視点で不動産としての価値を向上させることにもつながります。



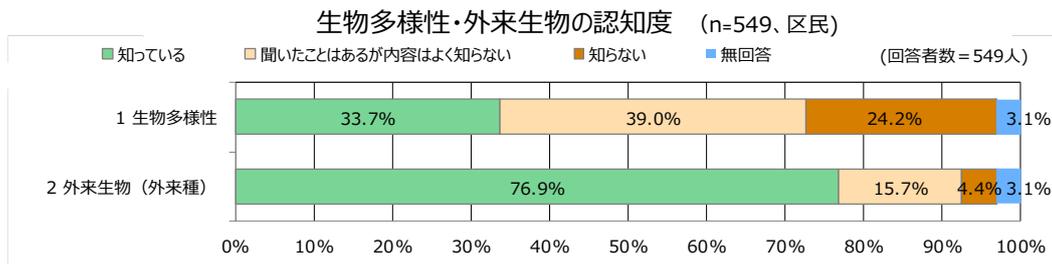
出典：ABINC 総合パンフレット

基本目標 3-4 みんなで水とみどりを育む

区内の水とみどりをより魅力的なものに育てていくためには、多くの担い手と継続的な取組が欠かせません。区民・事業者・区がみんなで取り組むさまざまな活動や体験を通じて、水とみどりの大切さを共有し、これらを守り育てていく機運を高めていきます。

区の現状・課題

わたしたちの暮らしや事業は生物多様性によるさまざまな恵みに支えられています。アンケート調査結果によると、「生物多様性」という言葉の認知度は区民・事業者ともに約 3 割にとどまっています。「生物多様性」という言葉と、わたしたちの暮らしや事業との密接なつながりを認識してもらい、日々の活動を生物多様性へ配慮したものにへ変化させるためには、「生物多様性」の意味とそれぞれの役割を浸透させる必要があります。



区の施策

生物多様性の理解の促進

生物多様性の基盤は私たちが住んでいる場所にあります。そのため、区の地域特性に基づいた生き物の生息・生育環境や生態系について、それぞれの主体が認識することで、互いの保全行動につながります。

区民が河川の清掃活動や、生き物観察会などの水とみどり、生き物の保全活動に参加するきっかけとなるよう、水とみどり、生き物に関する情報発信や、観察会や園芸講座などの普及啓発活動を進めます。さらに区の普及啓発により区民自らが同様な活動を推進し、活動の環が自発的に広がることを期待した支援等を行います。

水とみどりを守り育てる活動の支援

水とみどりに関する区民や事業者の活動意欲をさらに高め、主体的な取組の輪を広げるために、優れた活動が促進されるよう、表彰や事例紹介を行い区民に広く周知するとともに、学習講座の開催や地球環境基金を活用した活動の支援を行います。

水とみどりを守り育てる人材育成

水とみどりの保全や、生物多様性の保全を推進するためには、正しい知識や技術を有する人材を活かすことで活動の幅が大きく広がることから、生物多様性に取り組む団体や事業者と連携しながら、学習講座の開催等により率先して取り組む人材を育成します。

区民・事業者との協働

水とみどりの活動に関わる区民ボランティアや区民団体、事業者等との協働体制を強化するとともに、区民同士の連携促進や、活動拠点の充実を進めます。また、協働の体制として、区民のアイデアを実践活動につなげる仕組みを検討します。

生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換促進

多摩産材を活用した製品や東京都内地元農産物の普及など都産都消を推進しながら、生物多様性に配慮した商品やサービスをわかりやすく周知し、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

生物多様性に配慮した経済活動の推進

「生物多様性民間参画ガイドライン」や先進的取組の周知等を行い、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行えるように促していきます。また、多摩産材の活用など区独自の取組も推進しながら、生物多様性へ配慮した取組を行う事業者との連携を図ります。

生物多様性の恵みを活かした取組の推進

気候変動影響の緩和などの地球温暖化対策や防災・減災対策に生物多様性による恵みを活かし、グリーンインフラに寄与する個々の取組を推進します。また、レクリエーションなどにおいて生物多様性による恵みを活かし、観光振興につなげる取組を推進します。

区の取組

- ⊙ 各種講座を実施し、学習機会を提供します。
- ⊙ 区ホームページ・情報誌等による情報発信を実施します。
- ⊙ みどりの顕彰制度等を推進します。
- ⊙ みどりと花のボランティア等、区民・事業者との協働を推進します。
- ⊙ 多摩産材等の活用などの生物多様性へ配慮した行動を誘導する経済的仕組みづくりを検討します。
- ⊙ 東京都内地元農産物について、区立学校での給食に取り入れたり、区民への地産地消の啓発を図ります。
- ⊙ エコラベル等の環境認証商品の普及を推進するなどにより、生物多様性に配慮した農林水産物の利用推進を図ります。
- ⊙ 身近な区の自然や、生物多様性の理解を深めることのできる啓発資料（自然観察マップ）を作成します。
- ⊙ 運河や池などの水辺空間の生物多様性を活用し、釣り場などの自然と親しめる場所の整備を図ります。

区民・団体等の取組

- ⊙ 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。各種講座・美化運動等への参加を通して、家族や地域の人たち等と一緒に地域の水とみどりを守り育てていきます
- ⊙ みどりと花のボランティアに参加します。

事業者の取組

- ⊙ 水とみどりに関する研修を実施し、美化運動等に参加します。

コラム

認証エコラベル

生物多様性などの地球環境に配慮して生産された食材や木製品などを、消費者が店頭で見てすぐに分かるように示されるマークをエコラベルといいます。エコラベルにはさまざまな種類があり、I S O（国際標準化機構）が定める規格では、第三者認証機関が評価を行う第三者認証タイプ、事業者の自己宣言による自己宣言タイプ、製品の環境負荷の定量的データを表示するだけの環境情報表示タイプの3タイプがあります（一部、例外もあります。）。

代表的なエコラベルは次の3つです（いずれも第三者認証タイプです。）。



F S C 認 証

適切な森林管理が行われている森林からの木材・木材製品であることを示しています。



M S C 認 証

資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業で獲られた水産物であることを示しています。



A S C 認 証

責任ある養殖により生産された水産物であることを示しています。

コラム

OECM (Other effective area-based conservation measures)

国立公園などのように自然を守ることを目的として保護されている区域が生物多様性にとって重要な働きをしていることは当然ですが、そのような保護区域以外にも、例えば里地里山や水源の森、企業緑地、都市の自然など、必ずしも自然の保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域も、生物多様性の保全にとって大変重要な役割を担っていることが近年認識されるようになってきました。このように公的な保護地域以外で「他の効果的な手段により生物多様性が保全されている地域」のことをOECMといいます。

現在、環境省においても、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域の認定制度（「自然共生サイト（仮称）」）の準備が進められています。

区内では都市公園や企業緑地などがOECMになりうるほか、区外のOECMに対して活動支援する等により貢献することができます。



出典：令和4年度第1回OECMの設定・管理の推進に関する検討会資料「OECMを活用した健全な生態系の回復および連結促進事業」



出典：首都高速道路株式会社ホームページ
企業緑地



出典：東京都ホームページ「里山へGO！」
里地里山

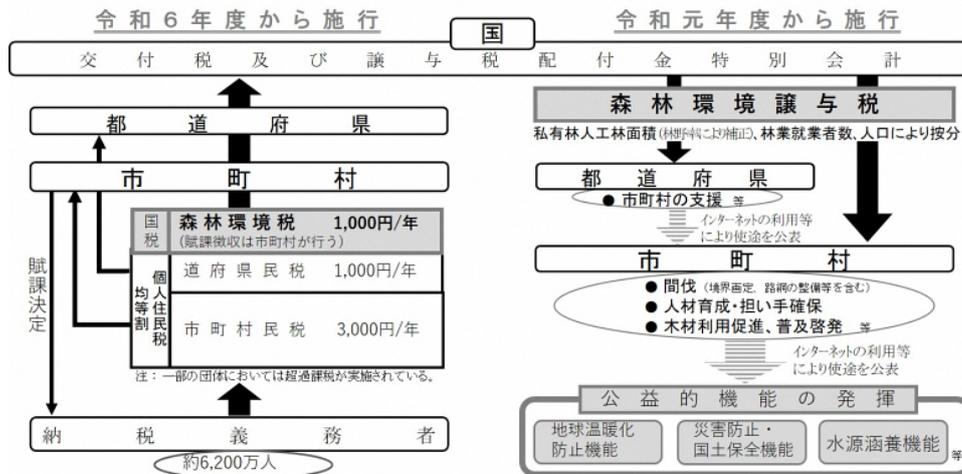
「森林環境税」は、2024（令和6）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を区市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、区市町村による森林整備の財源として、2019（令和元）年度から、区市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づき、区市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する区市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



出典：林野庁ホームページ

基本目標 3-5 生態系の保全と再生

これまで掲げた基本目標を達成するためには、気候変動による気温上昇や、まちづくりによる環境の変化が進む中でも、区の生態系のバランスを維持する必要があります。国内外の外来生物を防除し、従来から区にいる生き物がすこやかに生息できる環境を保全しつつ、またこれまで失われた環境を再生することは、生物多様性を育むための最も基本となる取組といえます。

区の現状・課題

近年の気候変動による環境の変化やヒートアイランド現象による都市部の気温上昇は、生態系にも大きな影響を与えており、東京都においても亜熱帯系の蝶の北上や、サクラの開花の遅れが確認されています。また、東京港大井ふ頭において、特定外来生物である「ヒアリ」が継続的に確認されるなど、区の生態系やわたしたちの生活を脅かす侵略的外来生物の増加の懸念もあります。

区の施策

生き物の生息状況のモニタリング

区の特徴的な生態系である臨海部や運河などの「水辺」を中心に、生き物調査や自然観察会を実施し、生息状況や環境の変化などの理解を深めつつ、生き物の生息状況を把握するとともに、区民や団体と情報を共有しながら、生態系の保全と再生の推進に活用します。

外来種による被害防止

区でも、アライグマやハクビシン、ヒアリ等の侵略的な外来生物が確認されており、希少種を含む在来種の捕食、在来種との競合・交雑、人への危害などの問題が発生しています。外来生物をこれ以上広げないために、各主体が連携しながら、防除やモニタリングなどの対策を推進します。

区の実践

- ☼ 区民や団体と連携し、指標となる生き物を対象としたモニタリングを行いながら、生息環境の保全を推進します。
- ☼ 外来生物による被害の把握や生息状況を調査し、効果的な対策を検討します。東京港については、東京都と連携した防除および注意喚起を行います。
- ☼ 各種公共事業を行う場合は、在来種を用いた植栽を行うよう配慮するほか、事業者に対しても、区的环境に適した在来種の選定やビオトープなどの取組事例を紹介することで、生物多様性に配慮したみどり・水辺の保全と創出を推進します。

区民・団体等の取組

- ☼ 区が開催する自然観察会のイベントに積極的に参加します。
- ☼ ペット（アメリカザリガニやミシシippアカミガメなどの外来種も含む）は屋外に放さず、最後まで責任を持って飼育します。
- ☼ 捕まえた外来生物は再放流しない、生きたまま持ち運ばないようにします。
- ☼ ガーデニングなどで植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。



●どのような被害があるの？

雑食性で、希少種を含めた水生昆虫や両生類、魚類、貝類など、さまざまな生き物を食べてしまうほか、水草を切断することなどで環境を大きく変え、他の生き物の生息環境（産卵場所や隠れ家など）を奪います。結果として水が濁ってしまうなど、景観まで変えてしまいます。また、病気を媒介して、日本の固有種で絶滅危惧種であるニホンザリガニや他の甲殻類を死滅させてしまうことも心配されます。

●もはや対策は手遅れなのは？

そこら中に蔓延しているように見えても、実はまだ入っていない場所などもあります。そういった場所に入ってしまうと希少種を含む在来の水生生物が大きな被害を受ける心配があります。

●既に日本の自然になじんでいて、いても問題がないのでは？

かなり古くから日本各地、特に田んぼや用水路など市街地周辺に広まっており、多くの国民にとって子どもの頃から身近な生き物になっていたため、一部にそのような誤解を受けることもあります。上記の通り、最近の研究によって、日本の自然・希少な絶滅危惧種などに非常に大きな影響を与えることが改めて明らかになっています。

●捕獲したり、飼育したりすることも良くないの？

自然との触れあいという観点で、身近な生き物であることは確かであり、必ずしも捕獲することや飼育することを全面的に否定するものではありません。ただ、合わせて外来種問題について考えていただきたく思いますし、特に捕まえた場所と違う場所に放流することは絶対に控えて下さい。

出典：環境省「アメリカザリガニ Q&A」

※一部抜粋しています。また、内容は対策検討を進めながら随時更新される予定です。

図 4.8 アメリカザリガニの取り扱いについて

事業者の取組

- ⊙ ビルなどの整備においても緑化や水辺環境の整備を推進するとともに、在来種の選定やビオトープなどの取組にも積極的に参加します。
- ⊙ 事業活動により外来生物が拡大しないよう、敷地内での外来生物の駆除・防除に積極的に取り組みます。
- ⊙ 外国産のペットや希少植物を安易に販売することはせず、販売時・譲渡時には終始飼養することを飼養者に呼びかけます。

外来生物の中には、住環境や生態系への悪影響だけではなく、「人の生命・身体」への被害が報告される種も存在します。

東京都では、このような種を「危険な外来生物」と定めています。

現在まで、区内で定着が確認された生き物はありませんが、被害が発生しないよう、また万が一区内に侵入した場合には、直ちに防除が図れるよう、まずはこれらの生き物の存在を知っておくことが肝要です。



セアカゴケグモ



ハイロゴケグモ



クロゴケグモ



キョクトウサソリ



ヒアリ



アカカミアリ



カミツキガメ

出典：東京都環境局ホームページ

東京都内で発見事例のある危険な外来生物 7 種

基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）



基本目標 4-1 すこやかな暮らしを守る

きれいな水や空気、そして穏やかな住環境は、「すこやかで快適な暮らし」を実現する上で欠かせません。生活環境の維持・向上のため、大気汚染や悪臭、騒音等の環境負荷を低減し、全ての人が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組みます。

区の現状・課題

大気環境は、低公害車の普及等により経年的に改善傾向であり、2020（令和 2）年度以降は全地点で NO₂ と SPM の環境基準を達成しています。水質については、河川の BOD* や運河および海域 COD* については改善しつつありますが、海域の全窒素および全りんについては環境基準を全て上回っており、適切な対策を講じる必要があります。

騒音については、環境基準の達成率は 9 割を超えているものの、建設作業や生活騒音などの騒音苦情が増加しており、建設作業時の指導と生活騒音防止の啓発をあわせて推進する必要があります。

また、野生のカラスやハトへの苦情も発生しており、生態系のバランスを保ちながら、人の生活空間との棲み分けを考えていく必要があります。

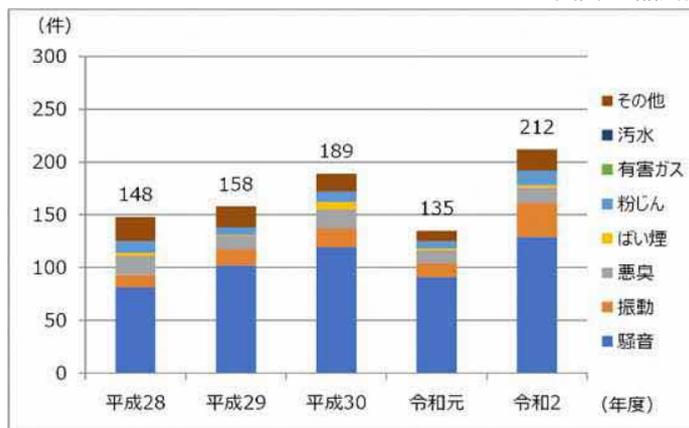
表 4.1 大気汚染物質の測定結果（2021（令和 3）年度）

局名	局名	二酸化窒素(NO2)		浮遊粒子状物質(SPM)	
		環境基準		環境基準	
		98%値	達成状況	2%除外値	達成状況
一般局	八潮測定局	0.035 ppm	○	0.028mg/m ³	○
自排局	大井中央陸橋測定局	0.060 ppm	○	0.032mg/m ³	○
自排局	平塚橋交差点測定局	0.041 ppm	○	0.032mg/m ³	○

※2%除外値は、1年間の全ての測定値（日平均値）の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値。

※98%値は、1年間の全ての測定値（日平均値）の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値。

出典：品川区ホームページより作成



出典：品川区ホームページ 公害苦情相談の状況より作成

図 4.1 区内の公害苦情相談結果

区の施策

🌱 大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応

環境保全対策全般に関して、継続的に取組を進め、良好な生活環境を維持することが必要です。大気や水質、騒音等の環境基準の達成に努め、公害等を防止します。

🌱 化学物質の適正管理

有害な化学物質の適正管理等に関する指導や情報提供を行います。

🌱 鳥獣等による被害への対策

カラスやハト、ネズミ、コウモリ、ハチ等による被害への対策を行います。

区の実施

- ⚙️ 有害物質等の使用管理・土壌汚染に関する、法令等に基づく指導・監督・情報提供を実施します。
- ⚙️ カラス対策・外来種対策を実施します。

区民・団体等の実施

- ⚙️ 楽器や家電製品を使用する時間帯を考慮する等、日常生活における騒音等について、近隣への配慮を心がけます。
- ⚙️ 低公害車の利用やエコドライブの実施により自動車排出ガスを低減していきます。

事業者の実施

- ⚙️ 各種の法令等に基づく環境への負荷抑制に取り組み、地域のすこやかな暮らしや従業員の健康確保に取り組みます。
- ⚙️ 運送車両等の低公害車への転換や、エコドライブの徹底により自動車排出ガスの低減に取り組みます。
- ⚙️ 騒音を発する工事では、防音シートの使用等、近隣への配慮を図ります。

コラム

典型7公害

環境基本法では公害とは、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる次のものと定義しています。このうち、①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭の7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます。



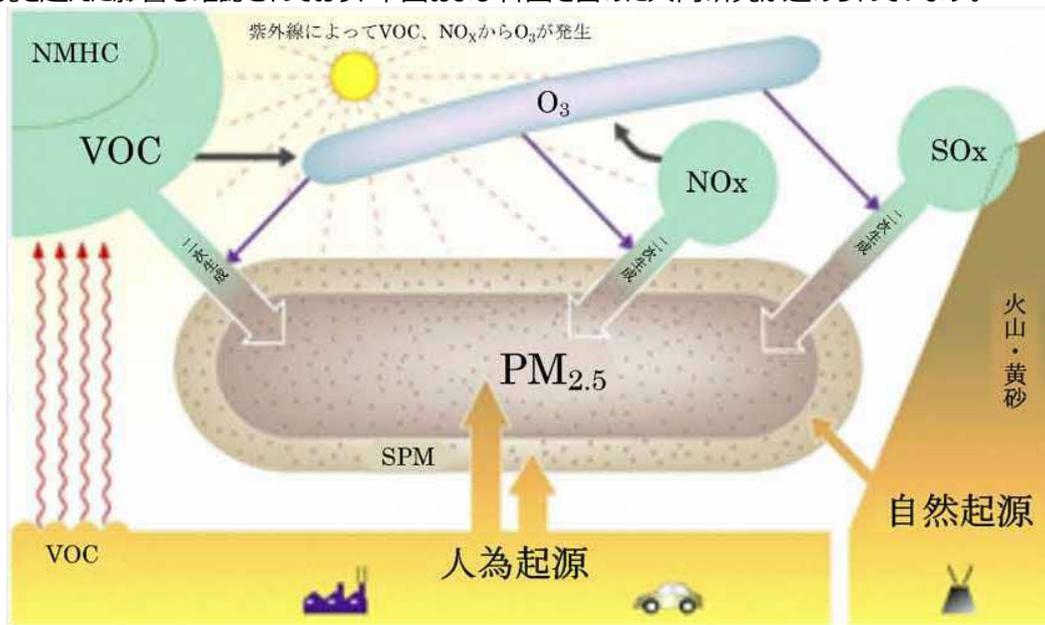
出典：2002年度子ども環境白書（環境省）

コラム

PM2.5とは

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子のことで、物の燃焼から直接排出されるもののほか、硫酸化合物（SO_x）、窒素化合物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質から大気中で粒子化したものが含まれます。非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されており、2009（平成21）年9月に大気環境基準に新たに追加されました。

国境を超えた影響も確認されており、中国および韓国を含めた共同研究が進められています。



出典：環境省「PM2.5の生成メカニズム」より作成

基本目標 4-2 人にやさしい地域づくりを目指す

さまざまな人々が暮らす区において、全ての人が暮らしやすい、安心・安全な地域づくりがより一層必要とされています。

年齢・性別・国籍や障害の有無等に関わらずたくさんの方が使いやすいユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実や、歩行者・自転車に配慮した地域づくりを進めます。

区の現状・課題

さまざまな人々が暮らす区において、全ての人のために安心して安全な地域とするために、例えば、大井坂下公園は区内の子どもたちが考えたアイデアを取り入れ、障害の有無にかかわらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる公園として再整備されました。また、大井町駅周辺では、重点整備地区として歩道のセミフラット化、点字ブロックの整備、バリアフリー仕様の水飲み台設置などが実施されています。

一方で、アンケート調査結果では、区民の人にやさしい地域づくりに関する重要度は高いものの、歩道や自転車道の整備状況の満足度は低い状況です。そのため、駅周辺や一部の公園に限らず地域全体の歩道や自転車道等の整備が必要です。

区の施策

🌱 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

全ての人が、年齢・性別・個人の能力に関わらず、快適に移動できる環境整備が必要となっています。公共交通施設や歩道へのスロープの設置等のバリアフリー化、駅・バス施設へのユニバーサルデザインの導入を進めます

🌱 利便性の高い公共交通網の整備

鉄道網が発達した区内において、バス等で鉄道網を補完しながら、鉄道を中心とした交通の利便性を向上していくことが必要です。利用者ニーズに応じた交通網の整備を事業者に求めていきます。

🌱 安全な歩行者・自転車の空間整備

歩行者・自転車が安全で快適に通行できる環境づくりが必要となっています。歩行者・自転車空間の整備、放置自転車対策等の取組を進めます。

区を取組

- ⊙ 区有建築物のユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ⊙ 安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備を推進します。
- ⊙ 自転車等の放置禁止対策を実施します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 自転車・自動車の利用に際して、交通ルールを守り安全運転を心がけ、定められた場所に駐車します。

事業者の取組

- ⊙ 再開発や建物の新築・改修に際しては、スロープの勾配の改善、バリアフリートイレの整備、多様な利用者に配慮した案内表示の設置等を導入していきます。
- ⊙ 店舗・事業所への来訪者による自転車駐輪・自動車駐車が、他の交通の妨げにならないよう定められた場所に駐車します。

基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）



基本目標 5-1 歴史や文化を大切に、魅力ある街並みをつくる

地域の文化や歴史と調和した街並みの保全・創出は、住民にとっても来訪者にとっても魅力あるまちづくりにつながります。

区の歴史的な位置づけや受け継がれてきた伝統への理解を深め、区民が「大切」と思うことができる魅力ある街並みの保全と創出に取り組みます。

区の現状・課題

品川区内には区指定の文化財が142件と、数多く存在しています。歴史的・文化的環境を将来に引き継ぐため、それらの維持・保全に努めるとともに、区民がふれあうことのできる機会を増やす必要があります。

区の施策

多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用

歴史のある街並み、新しく洗練された街並み、そしてそれをつなぐみどりや川、これらの個性を活かしつつ、調和の取れた景観づくりが必要となっています。デザインに配慮した屋外広告物の配置や集約化、舟運ルートの開拓・運用を進めます。

歴史あるまちの景観の再生と活用

地域で蓄積してきた地域固有の歴史・伝統・文化を景観まちづくりに反映していくため、旧街道等歴史を伝える街並みの形成が重要です。街並み修景や、区の歴史を伝える社寺や大名屋敷跡地の緑化、協調性のある建築物等のデザインや伝統色の採用等、歴史的な雰囲気伝える街並みづくりを進めます。

生活に密着した住宅地景観の保全と誘導

住宅地においては、地域固有の資源や個性を活かし、みどりの保全や創出により、親しみのある街並みや潤いのある景観を形成する必要があります。良好な住宅地景観の保全と育成、住宅地の緑化等を進めます。

活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出

多様な人々が暮らし、働き、活動する区においては、地域それぞれの特性に合った景観の創出が必要となっています。商業・業務・文化・行政等の施設が集積する商業地や、日常生活に必要な買い物の場としての商店街では、にぎわいと個性のある街並みを形成していきます。暮らしや活動する場には、社寺・公園・樹木・建造物等の地区の個性を創り出す景観資源を活かした景観形成を進めます。

新たなまちの景観の整備と誘導

区内には、規模の大きな開発によるまちづくりが進められている地区と、日常生活における商店街等が中心となる地区があり、それぞれの特性を活かした景観形成が必要となっています

区の取組

- ⊗ 歴史・文化を伝える街並み整備を促進します。
- ⊗ 地域からの景観計画における「重点地区」指定の要望を受け、推進します。

区民・団体等の取組

- ⊗ 地域特性に応じたルールづくりによる住環境の保全・創出に協力します。

事業者の取組

- ⊗ 建築物デザイン・広告掲示・緑化等において、まちの美観やにぎわい創出等に協力します。
- ⊗ 五反田～天王洲等の新たな舟運ルートを開拓し、利用者へ定着させていきます。

共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる (環境教育・環境コミュニケーション)



今後、さまざまな環境課題が見込まれる中、区の特性を踏まえた取組を推進するためには、広く区民の環境への関心を高め、環境保全について自ら学び、実践してもらうことが重要です。

2022（令和 4）年 5 月にオープンした品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」を中心に、環境教育および環境コミュニケーションのためのさまざまな取組を展開します。

(1) 環境教育の促進

区民のアンケート調査結果によれば、設備導入を伴う取組や環境教育についての関心は低くなっています。身近な環境課題にそれぞれが関心を持ち、日常の行動の中に環境に配慮した商品やサービスを自ら選択する行動につなげることが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、区民のライフスタイルや社会経済が変化する中、新たな生活様式の浸透により、ウェブを活用したコミュニケーションも普及しつつあります。

区民が主体的に学べる機会や情報発信を増やし、身近な環境への関心を深める必要があります。

(2) さまざまな主体による環境活動の促進

区内には多くの事業所があります。事業者のアンケート調査結果によれば、環境に配慮した取組についての関心は高いものの、取り組まれている割合は低くなっています。一方で、今後取り組みたいという意向も高いことから、取組実施に向けた後押しが必要です。

事業者や団体の情報交流や活動の機会を増やすことで、さまざまな主体間の連携や協働による環境活動の広がりを図ることが求められます。

共通目標1 環境情報を発信する

今後、一人世帯や高齢人口の増加等が見込まれる中、環境に関する情報をよりきめ細やかに提供し、それを受け取った区民・事業者が主体的な実践に移行することが望まれます。

区のホームページ等を含め、各種媒体を通じて情報を効果的に発信し、年齢や国籍、使用言語の違いに合わせた啓発を行っていきます。また、環境活動推進会議や環境保全活動顕彰を通じて、区民・事業者・区が情報を共有し、取組への意欲向上を図ります。

区の現状・課題

基本目標 1～5 の達成に向けて、多くの担い手と継続した取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、ウェブを活用したコミュニケーションも普及しつつあります。ホームページや企画展示等を活用した情報発信を積極的に行っていますが、学生、社会人、高齢者など、さまざまな立場・ライフスタイルに浸透する情報発信方法や、情報を受けとる側との環境コミュニケーション方法も検討する必要があります。

区の施策

環境に関する情報の整理と効果的な発信

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、区民の意識向上や取組の実践につながります。区およびエコルとごしのホームページや SNS、パンフレット等を通じて、区民が環境を身近に感じ、興味・関心を持つきっかけをつくり、行動を促すような情報を発信します。

区の実践

- ☼ 区およびエコルとごしのホームページ・SNS・各種パンフレット・エコルとごしで開催する企画展で情報を発信し、区民・事業者への有効活用を促進します。
- ☼ エコルとごしの建物の特性を活かした情報発信として「ZEB」の理解促進に向けた建物紹介や木材利用の啓発を行います。
- ☼ 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）を主催します。
- ☼ 環境保全活動顕彰（優れた環境活動を実施している企業・団体・個人を顕彰）を実施します。

区民・団体等の取組

- ☼ 区およびエコルとごしが発信する環境情報をホームページ等で入手し、活用していきます。
- ☼ 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

事業者の取組

- ☼ 区およびエコルとごしが発信する環境情報をホームページ等で入手し、活用していきます。
- ☼ 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

共通目標2 環境学習・体験を推進する

地域の貴重な環境を保全し、継続して維持・活用していくためには、環境に関する学びや理解を促進し、自ら行動する人材の育成が必要です。区民・事業者・区の連携により、学校におけるイベントや、体験型の学習の機会の充実を図りながら、環境教育を推進します。

区の現状・課題

身近な環境課題にそれぞれが関心を持ち、日常の行動の中に環境に配慮した商品やサービスを自ら選択する行動につなげることが大切です。エコルとごしでは、次世代を担う子どもたちをはじめとする区民が環境の保全について関心や理解を深められる環境学習展示やイベント等を行っています。エコルとごしの機能を最大限活用しながら、あらゆる主体の行動につながる環境教育を推進する必要があります。

区の施策

🌱 次世代を担う人材の育成

エコルとごしでの活動を通じて、環境保全について日常的に実践する人を育て、次世代につなぐ環境都市の実現を目指し、区民や活動団体などが交流できる場を提供します。

🌱 区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり

良好な環境を保全していくためには、環境について学ぶだけでなく、実際に環境活動に参加することや、日常において環境保全行動を実践することが必要です。環境に関するイベントや体験型学習講座、学校と連携した環境学習の実施等、区民や事業者の取り組み意欲の向上につながる機会を提供します。

🌱 区民主体の環境活動の支援

エコルとごしのボランティアや、2021（令和3）年度より新設した登録制度「品川区環境保全活動団体・個人」など、主体的に環境活動を行う人材、環境活動に意欲のある人材の積極的な登録を促し、活躍の場を提供します。

🌱 区役所職員の環境学習・行動の推進

区役所が率先して業務から生じる環境負荷を減らし、職員一人ひとりが環境配慮行動を実践することにより、区民や事業者の行動をけん引する必要があります。公共事業等における環境保全を推進するとともに、区の職員が日常業務の中で環境保全行動を実践できるよう、各種研修等を実施します。

区の実施

- ⊗ エコルとごしでの環境学習講座の実施、さまざまな活動を通じて人材育成に努めます。
- ⊗ 環境意識を高める機会を持ち、事業全般で環境負荷の低減を意識します。

区民・団体等の実施

- ⊗ 各種のイベントや学習講座に参加し、知識の取得と活動を実践します。

事業者の実施

- ⊗ 各種のイベントや学習講座に参加・支援し、経験や技術等を活用した社会貢献活動に取り組みます。

コラム

環境教育等促進法の改正

2003（平成 15）年に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が、2011（平成 23）年 6 月に成立・公布されました。

国連の「持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」の動きや、環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、人づくりにつながる環境教育をいっそう充実させる必要があるとして、基本理念の充実をはかりつつ、地方自治体による推進枠組みの強化や環境教育等の基盤強化などが示されました。

具体的なものとしては、「体験の機会の場」の認定制度や、行政機関および民間団体等による「協働取組の推進のための協定制度」などが導入されており、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展させるとともに、具体的な規定を充実させています。



出典：環境省「体験の機会の場」

コラム

ESD（持続可能な開発のための教育）

現在、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等のさまざまな問題があります。ESD（Education for Sustainable Development）とは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近な所から取り組むことで、持続可能な社会を実現することを目指して行う学習・教育活動です。

ESD では、国際問題を始めとするさまざまな課題に対して、探究的な学習過程を重視し、グループ活動を取り入れ、話し合い、調査や結果のまとめ、発表を行い、協同的に学びます。また、地域や大学・企業との連携の視点を取り入れること、児童・生徒による発信と学習成果の振り返りを適切に行うことなどが重要とされています。

新型コロナウイルス感染症により、従来の社会システムやライフスタイルが一変しただけではなく、戦争で世界情勢が不安定な中、グローバルな視点での持続可能な社会構築に向けた行動が求められています。



出典：「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」（文部科学省）
E S Dの基本的な考え方

共通目標3 協働により環境活動を推進する

環境課題は限られた取組で解決することは難しく、区や区民はもちろん、事業者・団体等さまざまな主体、ひいては周辺地域も含めた幅広い取組が必要となります。

区民・事業者・団体等、環境活動を行うさまざまな主体が連携することで、取組のさらなる拡大や発展につなげることができます。

環境活動を行う事業者・団体等への支援や情報の共有を図るとともに、周辺自治体・交流提携自治体等との連携を推進し、協働による取組を進めます。

区の現状・課題

エコルとごしの貸室をはじめとした交流スペースや共有スペースで実施する企画展等を充実させるほか、ボランティアなどの団体活動の支援も行っています。

事業所や団体等との連携・協働を一層推進し、環境学習・イベント参加を促していくことが期待されます。

区の施策

環境活動・環境教育を行う人材との協働

多岐にわたる環境の課題に対応し、良好な環境を維持・保全していくためには、区民・団体、事業者、大学等の教育・研究機関等、さまざまな主体と協働し、行動の輪を広げていくことが必要です。事業者による環境活動や、区民による環境ボランティア活動の支援を行います。

環境に配慮した事業活動の支援

事業活動において、さまざまな側面で環境に配慮することにより、環境への負荷を低減していくことが必要です。事業者による食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援します。

他地域での環境活動の促進

環境の課題は区内のみにとどまらず、周辺地域との関連性が深い場合が多いため、地域での取組が不可欠です。周辺自治体との連携を促進するとともに、交流自治体等における環境活動や、交流自治体の木材等の産材利用を推進します。

区の実施

- ⊙ エコルとごしを活用して、各主体が環境活動を通じて交流・連携できる場の提供や、自主的な活動の支援を行います。
- ⊙ SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等を推進します。
- ⊙ 他自治体における環境活動（産材利用・森林整備等）を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 環境学習やイベントの運営支援を行う等、地域で率先して行動します。
- ⊙ 食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用します。

事業者の取組

- ⊙ 各主体が環境活動を通じて交流・連携するイベント等の運営に協力します。
- ⊙ 区等が実施するセミナーや支援制度を活用し、環境に配慮した経営を行います。
- ⊙ SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等に協力します。

コラム

区内商店街での国産間伐材啓発イベント

区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、「間伐材を知る」「間伐材に触れる」きっかけを作り、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図っています。



ふくい しながわ ハッピーウッドキャラバン

(2022 (令和4) 年 11 月実施 品川区商店街連合会と福井県との連携事業)

コラム

区内企業・高校と食品ロス等削減イベント

区内小学生とその保護者を対象にした「食品ロス削減・使い捨てプラスチック削減推進 区内企業・学校連携イベント“もったいない食材”をみんなで食べよう！」を2022 (令和4) 年 8 月にエコルとごして実施し、親子 16 組 35 名 (大人 16 名・子ども 19 名) が参加しました。

このイベントは区内企業や区内の高校の協力により開催。食を通じて食品ロスや使い捨てプラスチック削減について考える契機とし、夏休み最後に家族の交流などをサポートすることがねらいです。



自然豊かで歴史ある戸越公園内に品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」が 2022（令和 4）年 5 月にオープンしました。環境について楽しく学べるよう、わたしたちの暮らしと自然環境との関わりを疑似体験できる映像展示や、「みる・きく・さわる」といった体感を重視した常設展示を備えているほか、多彩なイベント・講座などを開催しています。

また、公園内の一施設として、区民の皆さんや公園利用者の皆さんの憩いと交流の場として利用できます。



■ 省エネと創エネを実現した「Nearly ZEB」認証建築物

エコルとごしは、東京都内の公共建築物として初めて「Nearly ZEB（ニアリーゼブ）」の認証を取得し、建物の竣工時点で、基準となる建築物と比較し、91%のエネルギー量削減が見込まれています。LED 照明や人感センサー、地中熱を利用した空調システムなどの「省エネ（使うエネルギーを減らす）」技術と、太陽光発電設備や蓄電池など再生可能エネルギーを利用する「創エネ（エネルギーをつくり、利用する）」技術を組み合わせ導入されています。その他にもトイレの洗浄水に雨水を利用し、夏場の室温上昇を防ぐ壁面緑化、深いひさしや遮熱性の窓ガラスなど、省エネにつながる建築の技術が多く採用されています。

● 太陽光エネルギーの利用
（発電設備と蓄電池）

1 日当たり約 215kwh（一般家庭 1 日当たりの約 11 世帯分）の電力を発電しつつ、蓄電池を併設することにより災害時は一部の照明、機器へ電源供給し、平時は夜間電力として使用できます（容量は 120kwh（一般家庭 1 日当たりの約 6 世帯分））。



● 壁面緑化や深いひさしによる温度上昇の抑制

奥行約 3mの深いひさしを設けることで夏場の室内への直射日光を遮へいするとともに、壁面緑化により夏場の日射遮蔽効果、葉（※）の蒸散効果により室温上昇を防ぎます。

※樹種は在来種であるキヅタを採用



● 最新型の空調・省エネ設備、BEMS の採用

人感センサーを併用した LED 照明や、自然換気や地中熱を活用した空調設備など最新の設備とともに、各機器の利用状況などのデータを一元管理し、最適化する BEMS を採用することで、快適な室内環境と省エネの両立を図っています。



■ 環境教育・環境コミュニケーションのための多様な機会の提供

エコルとごしでは、体感を重視した展示や、多彩なイベント・講座の開催により、特に次世代を担う子どもたちが環境を楽しみながら学ぶことができる施設を目指しています。

展示やイベントだけではなく、最先端の環境情報の発信や、環境保全に取り組む人材の育成・活動支援も行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境活動の推進につなげていきます。

● 環境を身近に楽しく学べる体験型の環境学習展示

映像展示「いきものタッチ」・「バランスプラネット」では、床・壁一面のダイナミックな映像空間で、都市と自然の「バランス」や「いきもの」とのふれあいを体験することができます（右写真）。

また、常設展示「トイカケのジカン」では、「1秒」・「1日」・「1年」・「10年」の時間軸をテーマに、さまざまな仕掛けを通して、身近な視点で環境との関わりを学ぶことができます。



● 自然とふれあいながら、環境情報に触れるコミュニティラウンジ

自然豊かな公園と一体感のある広々とした空間や、自由に過ごせるスペースを提供しながら、キッズスペースや情報コーナーを充実させることにより、気軽に多世代の区民が集い、環境情報に触れる場を提供します（右写真）。



● 環境活動拠点の提供・イベントの開催

区民をはじめとした利用者の地域活動・交流のための地域交流室や、エコルとごしのボランティアや、環境活動を行う団体・個人の活動のためのボランティア室を備え、さまざまな主体の環境活動の拠点としての役割を担っています。

また、環境を身近に感じられる多彩な講座・ワークショップの開催をはじめ、貸出利用も可能な多目的スペースも備えています（右写真）。



● 交流自治体の建材の活用

品川区では、7つの自治体と個別で協定を結び、交流を深めています。エコルとごしでは、交流自治体との「絆」をつなぐ拠点をめざし、交流自治体の建材や家具などを施設に活用しています。また、東京都・多摩地域で育成した「多摩産材」も使用しています。東京都内における「地産地消」により、東京都全体の林業の活性化や森林の保護につながります。

2. みんなで取り組む“重点プロジェクト”

(1) 重点プロジェクトとは

区の地域特性や環境に関わる最新の動向、環境の課題等を踏まえ設定し直した本計画の5つの基本目標と一つの共通目標を達成する上で、残りの計画期間を考慮して特に重点的かつ分野横断的な展開を図る必要のある主要なテーマを「重点プロジェクト」として位置づけを行い、推進します。

重要プロジェクトとは、以下の方針に則り設定しました。

〈重点プロジェクトの設定方針〉

- 基本目標と共通目標を強力にけん引するものであること
- 区民・団体等、事業者のそれぞれの行動を促し、単独では得られない相乗的な効果を期待できること
- 区の次世代を担う人材の育成につながるものであること

(2) 重点プロジェクト

前述の方針に則り、重点プロジェクトは以下の5つとします。

重点プロジェクト1 快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト

- ① あらゆる「賢い選択」を推進
- ① 区内建築物のZEB、ZEH化の水平展開
- ① 太陽光発電の普及拡大

重点プロジェクト2 さまざまな連携による地域全体の脱炭素化の推進

- ① 他の地域と連携した横断的な取組の推進
- ① 環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進

重点プロジェクト3 プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進

- ① 製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討
- ① 使い捨てプラスチックごみ削減の啓発
- ① SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト

重点プロジェクト4 水とみどりを活かしたつながりづくり

- ① まちづくりと一体となったみどり環境の保全と創出
- ① 水辺の生き物の生息・生育空間の保全と創出
- ① 生物多様性の理解促進

重点プロジェクト5 次世代を担う人材への学びの機会の充実

- ① エコルとごしを活用した学びの機会の充実

重点プロジェクト 1 快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト

重点プロジェクトの概要

地球温暖化対策を強力に推進するためには、二酸化炭素の排出要因の大部分を占める、エネルギーの使用を削減することが必須となります。区のエネルギー使用量の約 75%は家庭や事業所が占めており、当面は人口や世帯数、業務系施設の延床面積の増加により、エネルギー使用量が減りにくい状況が続くことが想定されます。

そのため、特に家庭や事業所の省エネルギーおよび再生可能エネルギー利用による脱炭素型ライフスタイルへの転換に重点的に取り組む必要があります。中でも、家電や設備機器等の省エネ型機器への転換や区でポテンシャルの高い太陽光発電システムの導入は、長期的な光熱費の削減につながるだけでなく、快適な空間の維持、ひいては健康維持や災害時のレジリエンス強化にもつながります。

重点プロジェクトの全体イメージ



個別の事業例

① あらゆる「賢い選択」を推進

省エネを日常的に実践する、高効率な設備へ更新する、よりクリーンな商品・サービスを利用するなど、区、区民・団体等、事業者の多様な主体が、あらゆる行動で「脱炭素を意識した賢い選択」を実践することで、区全体で使われるエネルギーを徹底的に削減します。

0.6kg CO₂ つかう ずてる はこぶ つくる

※ピーマン 100g当たり
カーボンフットプリント試行事業
<http://www.cfp-japan.jp>
検証番号: CV-BF04-004

※栽培データ:
2010年8月~2011年6月
※CO₂排出量には「調理」及び「冷蔵保存」による排出量を含む

商品のライフサイクル全体の二酸化炭素排出量を示したカーボンフットプリントラベル

家庭での節電・節水

再エネ電力への切替え

出典：経済産業省

① 区内建築物の ZEB、ZEH 化の水平展開

東京都内公共建築物としては初となる「Nearly ZEB」認証を受けたエコルとごしなどを活用しながら、建築物の ZEB、ZEH 化の認知度向上を図ります。

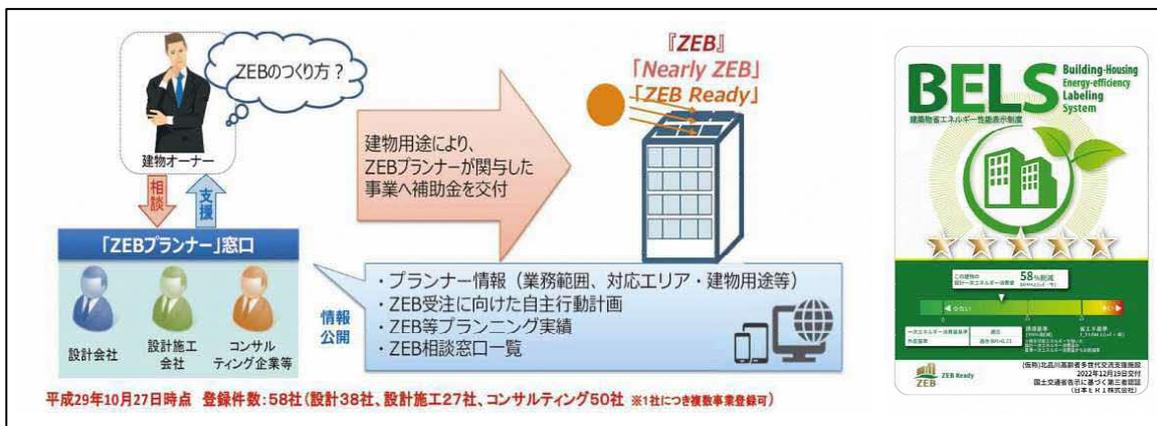
① 「Nearly ZEB」認証を受けたエコルとごしを活用した啓発推進

エコルとごしでは、太陽光発電や省エネ設備のほか地中熱や蓄電池を活用するなど最新の技術を身近なものとして感じてもらうことにより、ZEB 化の啓発につなげます。



② ZEB プランナー、BELS（第三者認証）を活用した普及推進

民間建築物の建物所有者等に対し、国の補助制度や ZEB プランナー登録制度、BELS（第三者認証）の利用を促し、ZEB、ZEH 化の普及推進を図ります。



① 太陽光発電の普及拡大

① 区有建築物への導入検討

区内建物の先進事例となるよう、区の重要な再生可能エネルギーである太陽光発電設備の率先した導入を推進します。太陽光発電設備を導入することで、近年多発化する自然災害により、電気の供給が停止した際も、災害時の活動などに利用することができます。

区では、以前から区有建築物の新築や改築の際に太陽光発電設備を導入してきましたが、今後は、既存の区有建築物についても現地調査、設置検討をおこない、計画的に導入を推進します。



区有建築物における太陽光発電設備の設置状況

② 区民・事業者の導入促進

・PPAモデルの活用

PPAモデル（※）は、事業者が、事業者や家庭が保有する建築物等に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を所有者や需要先へ供給する仕組みです。事業者や家庭は設備を保有しないことから、初期費用や維持管理費用をかけずに、再生可能エネルギーを利用することができます。PPAモデルの導入方法や活用可能な補助金等の情報を周知し、区民および事業者への導入を後押しします。



出典：「再エネスタート」（環境省）

※PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれます。

・太陽光発電システム等の助成事業の周知

区では、太陽光発電システム等の助成事業を行っており、これらを周知することで、区民や事業者の取組の支援を行います。

～太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成事業～

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者が家庭および事業所等に太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置する際の費用の一部を助成しています。

～その他の助成事業～

太陽光発電以外にも、区ではさまざまな助成事業により、脱炭素化を推進しています。

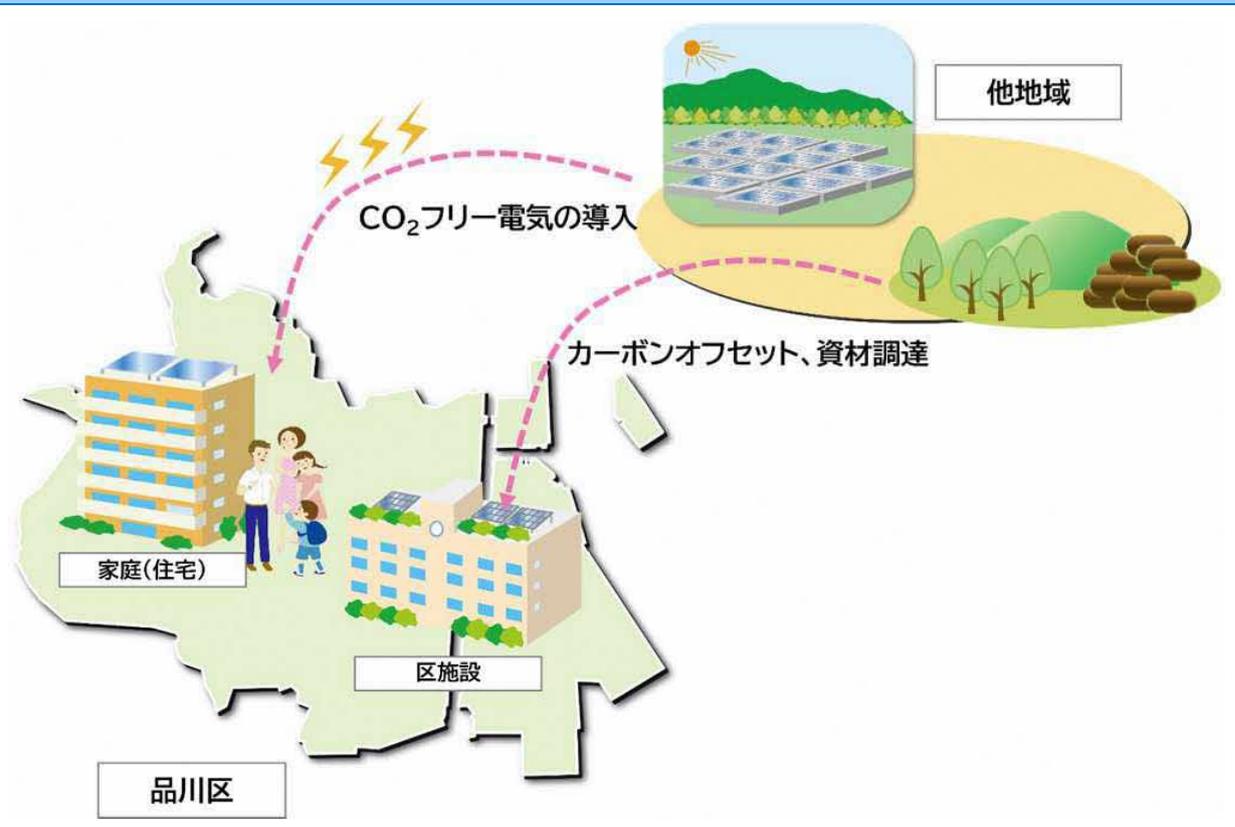
助成事業名	目的	主な内容
事業所用 LED 照明設置 助成事業 (対象：事業者)	LED 照明の普及を 促進	区内施工業者を利用し、LED 照 明を設置する事業者に対し、その 設置に要する経費の一部を助成
低公害車買換支援事業 (対象：事業者)	低公害車への買い 替えを促進	東京都の融資あっせんを受けた際、 補助されない自己負担分を区が助 成

重点プロジェクトの概要

地球温暖化対策を推進するためには、重点プロジェクト1で示したエネルギー使用量の削減に加え、普段使用しているエネルギーを再生可能エネルギーに転換していくことが重要です。しかし、都市化が進んだ品川区では、大規模な発電施設はもちろんのこと、住宅や事業所等への再生可能エネルギー等の設備導入（自家消費型の太陽光発電システム等）も、設置場所や施工性についての大きな制約があり、導入には限界があります。

そのため、再開発等の機会を活用しながら、まちづくりと一体となった地域で再エネ利用を拡大する、区外でのカーボンオフセット事業の展開を行うなど、民間事業者や他自治体などとの連携を視野に入れた新たな取組を検討しながら、脱炭素化を推進します。

重点プロジェクトの全体イメージ



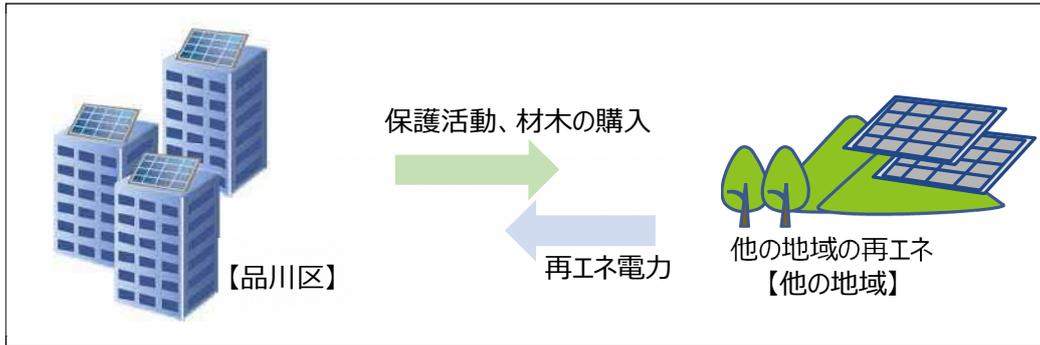
個別の事業例

① 他の地域と連携した横断的な取組の推進

① 区域外からの再エネ調達

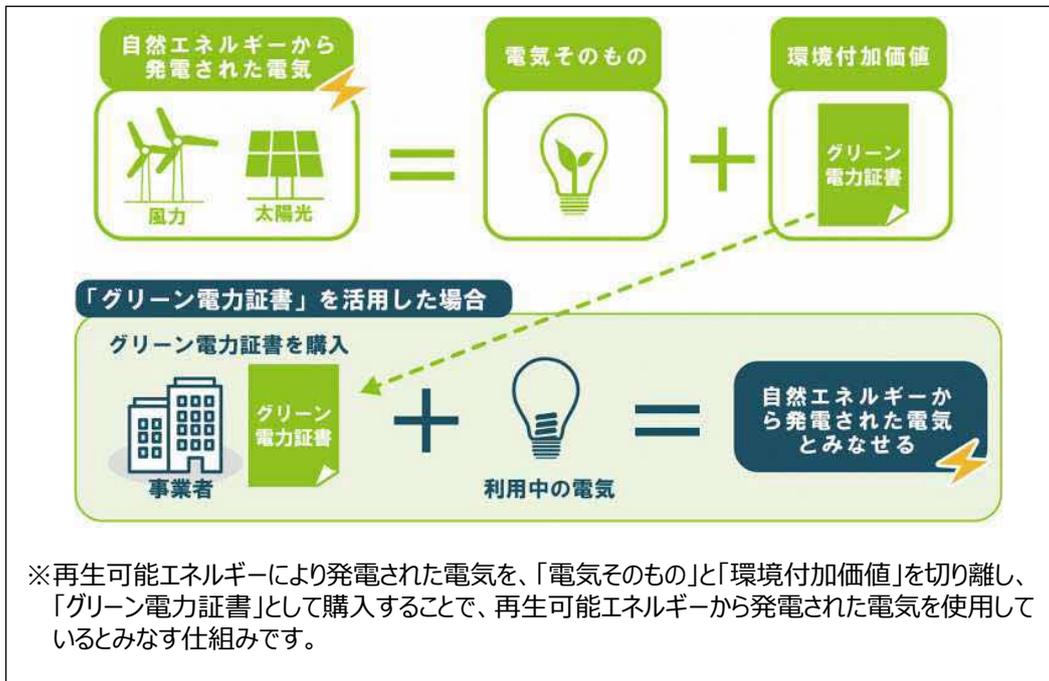
区ではポテンシャルの高い太陽光発電を最大限導入しても、区内の需要電力量を賅うことはできません。再生可能エネルギーの発電ポテンシャルが高い他の地域から調達した再エネ電力を区内で利用することで、再エネ電力が足りない分を補うことができます。

区からは、連携先となる地域に対し、森林保護活動や環境教育、材木の優先購入などによる支援を行うことで、相互の地域特性を活かした連携体制の構築を検討します。



② グリーン電力証書の活用の推進

太陽光発電設備などの所有が難しい事業者でも、電力の環境価値を取引できるグリーン電力証書の活用について事業者にも周知し、再生可能エネルギー由来電力の導入を推進します。



① 環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進

① 公共事業のグリーン化の推進

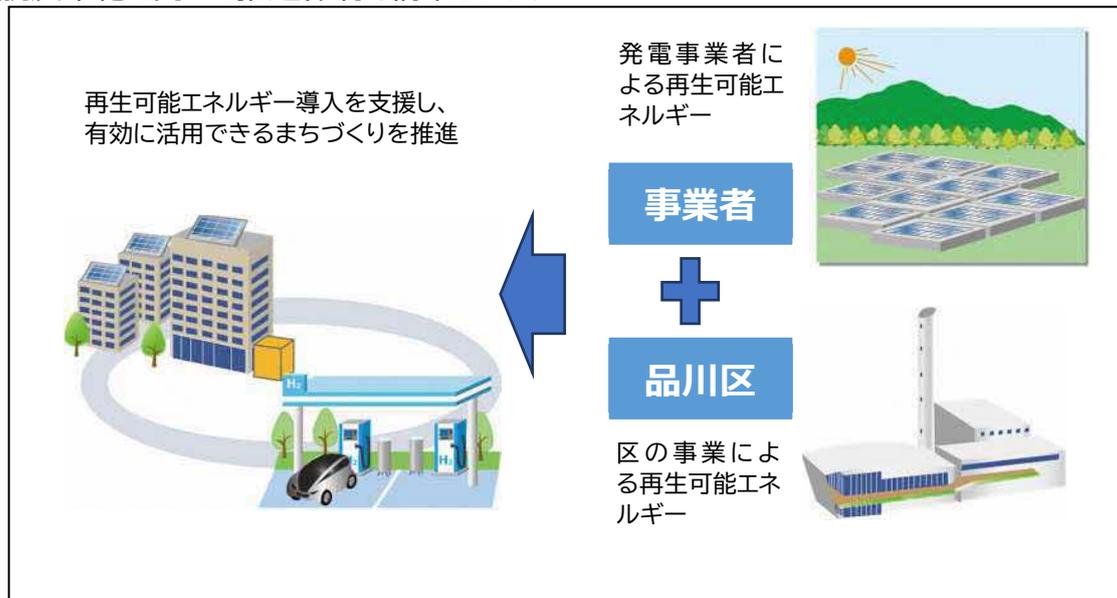
区が発注する公共事業は、入札制度や事業者評価において環境に配慮しています。今後、より環境負荷の少ない事業や、身近な資材を活用するなど、より一層のグリーン化を推進します。



多摩産材および品川区交流自治体の地域産材の活用

② 事業者との連携による脱炭素化まちづくりの推進

かつては公共が主体であったまちづくりも、民間と公共の垣根を超えたまちづくりが主流となりつつあります。脱炭素化に向けた区の将来像を事業者や区民と共有しながら、地域全体の脱炭素化に向けた推進体制を構築します。



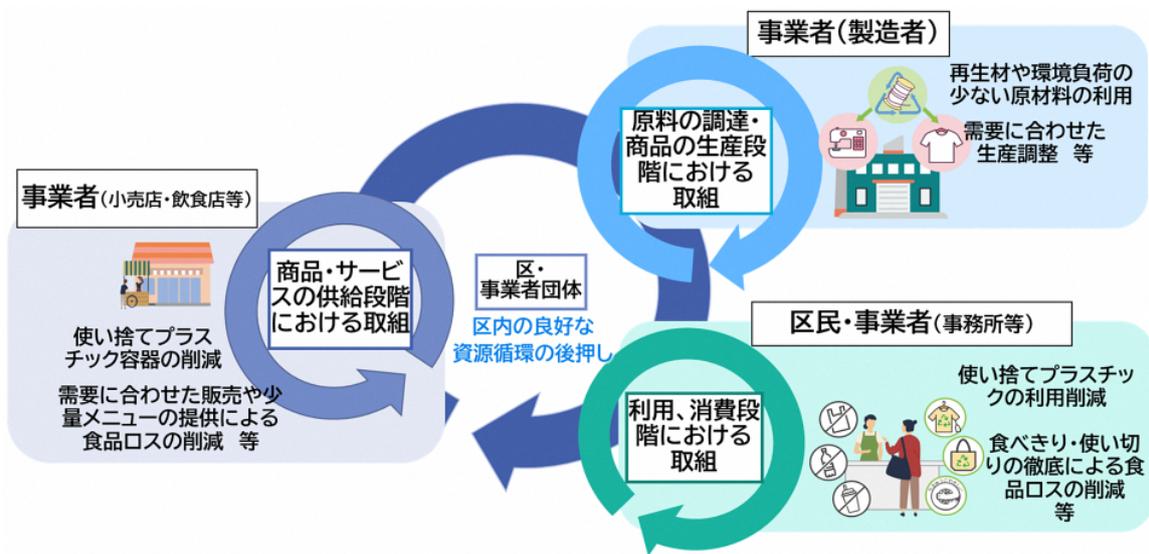
重点プロジェクト3 プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進

重点プロジェクトの概要

2022（令和4）年度のプラスチック資源循環推進法の施行に伴い、ごみとなるプラスチックを減らすため、プラスチック製品の製造から廃棄、リサイクルに至るまでそれぞれの段階での対策が求められ、行政においては、プラスチックごみの分別回収によるさらなる資源化を検討・推進する必要があります。

そのため、民間事業者と連携した使い捨てプラスチックごみ削減およびリサイクルや、通常のごみに新たな回収品目として加えることも視野に、さまざまな視点でプラスチックごみの削減および循環利用を検討し、取り組んでいきます。また、食品ロスについては、飲食店や小売業者等と連携し、削減に取り組めます。

重点プロジェクトの全体イメージ



個別の事業の例

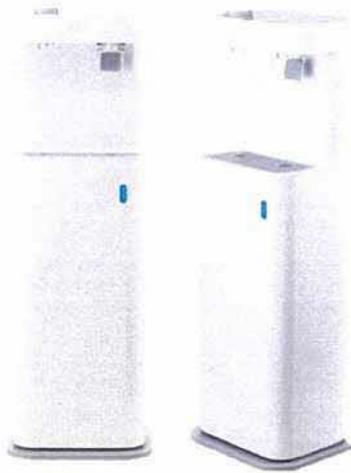
① 製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討

プラスチック資源循環推進法では、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するものとしており、品川区清掃事務所では、本法に基づいた効率的な分別回収開始に向けて、検討を進めます。

② 使い捨てプラスチックごみ削減の啓発

区で主催するイベントでリユース食器を使用するほか、区民まつりにおいても環境配慮型容器購入の助成を行い、使い捨てプラスチックごみ削減の意識啓発を図ります。

また、マイボトル用給水機の設置を推進することにより、マイボトルを持つ習慣づくりを進め、使い捨てプラスチックごみ削減につなげます。



マイボトル給水機設置イメージ

③ SHINAGAWA"もったいない"プロジェクト

SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度、フードドライブ、もったいないレシピコンテストなどにより食品ロスに対する認知度の向上や幅広い世代に対し食品を大切に扱う意識の醸成を図る事業を展開します。

● SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度

小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など食品ロス削減に取り組んでいる、区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を区が紹介することで、区民や事業者の意識の醸成を図っています。

● フードドライブ

使わない、または使い切れない食品を持ち寄ってもらいイベント等で回収することで、食品の在庫や消費期限をチェックするきっかけをつくるほか、集まった食品を福祉団体などで活用してもらうことで食品ロスを削減します。



重点プロジェクトの概要

区の特徴である水辺・みどりと、区外も含めた緑地や水辺のネットワークを活かしつつ、既にある生き物の生息・生育区間の保全を推進することで、都市整備と一体となった新たな生息・生育空間の創出を推進します。また、水辺の清掃活動や生き物観察会により、区内の生き物の生息状況を把握しながら、区民や事業者身近な自然に触れあう機会を設けることにより生物多様性の理解の浸透を図ります。

重点プロジェクトの全体イメージ



個別の事業例

① まちづくりと一体となったみどり環境の保全と創出

① 区民との協働によるみどりの保全

区民や地域団体とともに区有施設（公園、学校、街路樹など）での樹木や花壇、ビオトープについて、生き物観察会や清掃活動を通じ、協働で良好な自然環境を維持・管理する体制の構築を検討していきます。



しながわ花海道

② 事業者との協働によるみどりの保全・創出

市街地再開発事業等に携わる開発事業者に対して、再開発区域内に広域的なみどりの保全・創出、適正な管理を図れるよう調整を進めます。



再開発で創出された品川シーサイドのみどり

① 水辺の生き物の生息・生育空間の保全と創出

① 水鳥の生息・繁殖場所の保全・創出

カルガモなどの水鳥が安心して子育てできるように、運河に面した区立公園で水鳥の人工巣の設置を検討していきます。

渡り鳥が羽休めできるように、運河に面した区有施設などで水鳥の止まり木の設置を検討していきます。



京浜運河の棧橋跡の朽木で羽を休めるイソシギ

② 水辺の生き物の生息場所の創出

汽水域の生き物が生息しやすくするため、運河に面した区有施設などで石積などの設置を検討していきます。



東品川海上公園の石積に生息するイワガニ

① 生物多様性の理解促進

① 子どもに向けた環境教育

区内の水とみどりの多様なフィールドを活用し、体験プログラムや生き物観察の実施などを通じた意識啓発に取り組めます。

② 区民・事業者への働きかけ

エコルとごしを活用して、生き物観察などの講座の開催や、展示や SNS などによる情報発信をしていきます。

事業者が生物多様性に配慮した経営の一助となるように、環境にも経営にも役立つ情報の配信をしていきます。



環境学習講座での生き物観察の様子

重点プロジェクト5

次世代を担う人材への学びの機会の充実

重点プロジェクトの概要

環境保全への取組をこれまで以上に強化していくためには、区による意識啓発だけでは限界があります。区民・事業者の主体的な実践行動につなげるためには、区も含めた連携の推進と、取組の輪を広げるとともに、環境保全の必要性を「実感」することでより効果が高まります。

エコルとごしを活用しながら、これまであまり環境保全に積極的ではなかった区民・事業者も含め、気軽に参加できる環境を整えることが、取組の裾野を広げるために必要です。

重点プロジェクトの全体イメージ



個別の事業の例

① エコルとごしを活用した学びの機会の充実

持続可能な社会を目指すためには、区民や事業者などに対し、環境課題の実態や新たな技術について、わかりやすく学ぶ場を提供することが重要です。エコルとごしでは体感を重視した展示や多彩なイベント・講座を通じて、環境を楽しみながら学ぶことができます。



エコルとごしの常設展示